

環境報告の促進方策に関する検討会設置要領

1 目的

近年、環境報告書を作成する企業数は着実に増加しているが、我が国の企業数全体から見れば未だ十分ではなく、また、公表されている環境報告書においても比較可能性と信頼性が十分に確保されていないなど、その取組が適正に評価されるようにはなっていない。こうした状況を踏まえて、昨年度検討会を開催し、「平成13年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書」をとりまとめたところであるが、本検討結果を踏まえ、一層の普及促進、比較可能性及び信頼性を確保するための課題を抽出・分析し、新たな枠組み構築のためのさらなる検討を行うため、環境報告書の作成者、利用者、有識者等からなる検討会を設置する。

2 検討事項

- (1) 平成13年度検討会の報告書により、施策の絞り込みを行う。
普及のための新たな枠組み構築に当たり障害となりうる事項
比較可能性及び信頼性の確保を図る上で生じる問題への対応
- (2) 上記検討に資するため以下の事項につき調査を行う。
我が国の各企業における取組事例
主要先進国における環境報告書の普及状況及び普及方策
- (3) その他環境報告の促進方策に関連する事項

3 組織等

(1) 検討会

検討会は、上記検討事項に関連する学識経験者等のうちから、総合環境政策局長が委嘱する者をもって構成する。

検討会に座長をおき、検討員の互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。

検討会は必要に応じて、小委員会を設けて必要な検討を行うことができる。

(2) その他

検討会は必要に応じて検討員以外の学識経験者、事業者等の出席を求めることができる。

会議の庶務は、環境経済課が行う。

4 期間

平成14年8月28日から平成15年3月31日までとする。